

平成29年3月8日

河内長野市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針

河内長野市農業委員会
会長 大江 禎昭

「農業委員会等に関する法律」第7条に基づき、河内長野市農業委員会にかかる標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

- (1) 遊休農地の解消目標 遊休農地率 0.2%以下を維持

【目標設定の考え方】

河内長野市農林課等関係機関との連携を強化し、早期の解消を目指す。

- (2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

遊休農地及び遊休農地となるおそれのある農地について、随時、農地パトロールを行い、必要に応じて、相談・指導を行う。

2. 担い手への農地利用集積について

- (1) 担い手への農地利用集積目標 農地集積率 25%

【目標設定の考え方】

河内長野市の策定した「農業経営基盤強化促進基本構想」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は25%を目標として、毎年度、集積・集約化の検証を行い段階的な底上げを行う。

- (2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

市農林課と連携強化し推進を図る。また、農地中間管理事業を使った集積にも取り組んでいく。

3. 新規参入の促進について

- (1) 新規参入の促進目標 1経営体/年

【目標設定の考え方】

若手担い手の確保・育成は必要であることから新規参入の促進を図る。

- (2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

河内長野市農用地利用集積支援制度を活用し、新規参入の促進を図る。